

これまでの空家等対策事業について

■ 特定空家等の認定と対応

No.	空家所在地	認定日	助言・指導	勧告	命令	代執行	解除日
1	神湊	H28.7.5	-	-	-	H28.10.13	H28.11.2
2	鐘崎	H28.9.20	-	-	-	H29.2.27	H29.3.29
3	吉留	H29.2.6	H29.1.5				H29.11.9
4	曲	H29.2.6	H29.1.25				
5	上八	H29.2.6	H29.2.27				H29.7.4
6	神湊	H29.4.13	-	-	-		H29.10.30

No.1 神湊

平成 4 年 12 月	所有者死亡
平成 25 年 6 月	自治会からの空き家の適正管理に関する要望受付
平成 26 年 12 月	周辺住民に危害が及ぶ恐れがあったため、緊急安全措置実施
平成 28 年 6 月	全相続人相続放棄
平成 28 年 7 月	特定空家認定
平成 28 年 8 月	除却命令の公告（官報）
平成 28 年 9 月	周辺家屋調査
平成 28 年 10 月	略式代執行（解体工事）
平成 29 年 6 月 23 日	相続財産管理人選任申立（売却先模索中）※予納金 553,775 円



No.2 鐘崎

平成 25 年 9 月	所有者死亡
平成 28 年 7 月	自治会からの空き家の適正管理に関する要望受付
平成 28 年 9 月	特定空家認定
平成 28 年 11 月	除却命令の公告（官報）
平成 28 年 12 月	周辺家屋調査
平成 29 年 2 月	略式代執行（解体工事）
平成 29 年 5 月 9 日	相続財産管理人選任申立 ※予納金 450,000 円
平成 28 年 10 月	相続財産管理人が跡地を売却
平成 30 年 3 月 28 日	予納金全額返金 代執行の債権としては 666,413 円 回収。



■ 相続財産管理制度の活用

【概要】

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）には、家庭裁判所は、申立てにより、相続財産管理人を選任する。

相続財産管理人は、被相続人（亡くなった方）の債権者等に対して被相続人の債権を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになる。

【申立人】

利害関係者（被相続人の債権者）

【申立先】

被相続人の最後の住所地の家庭裁判所

【申立てに必要な費用】

収入印紙 800 円分、連絡用の郵便切手、官報広告料 3,775 円

財産管理人の報酬は、相続財産から支払います。相続財産が少なく報酬を支払えないと見込まれるときは、申立人が報酬相当額を家庭裁判所に納め、そこから財産管理人の報酬を支払うことになる。

No.3 吉留

所有者：4人（共有名義）

認定理由：家の壁は一部倒壊。横に納屋もあるが同様に壁に穴があいている。道路に面しているため倒壊した場合危険。瓦も道路側に落ちてきている。



現 状：現状のまま売却し、次の所有者が建物を解体した。現在は新築が建ち、新しい住民が住んでいる。

No.4 曲

所有者：法定相続人（2人）

認定理由：建物は道路から離れている為、倒壊しても影響は少ないが、隣家の納屋が近い為、隣家へは影響がある。



現 状：相続登記が完了していないが、売却に向け、現在手続き中で、次の所有者に早急に解体をお願いする予定である。

No.5 上八

所有者：法定相続人（18人）

認定理由：前面道路、隣家に近接しており倒壊した場合、影響あり。すぐ倒壊となりそうにないが、瓦が落ちる等、現に落下物の影響はある。



現状：17人の相続人が相続放棄を行い、残りの1人が解体を行った。現在は更地となっている。

No.6 神湊

平成 24 年 7 月	所有者死亡
平成 24 年 12 月	自治会からの空き家の適正管理に関する要望受付
平成 28 年 3 月	相続放棄申述受理
平成 29 年 4 月	特定空家認定
平成 29 年 5 月	相続財産管理人選任申立 ※予納金 450,000 円
平成 29 年 12 月 19 日	予納金全額返金



相続財産管理人が財産を整理し、解体を条件に空き家を売却。次の所有者が空き家を解体し、現在は更地となっている。

■空き家・空き地バンク

市の事業で、売却・賃貸を希望する人の空き家・空き地の不動産情報を、市役所の窓口やインターネット等を通じて購入・賃貸を希望する人に提供している。

仲介は、宗像市と協定を締結している「一般社団法人住マイむなかた」会員の宅地建物取引業者が行っており、安心して利用できる制度となっている。

■空き家管理サービスの提供

宗像市と一般社団法人住マイむなかた、公益社団法人宗像市シルバー人材センターは空き家の適正管理と利活用促進のため協定を締結し、空き家対策を実施している。

空き家管理サービス実績

	相談件数		登録件数	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
管理サービス全般	13	19		
空き家・空き地バンク	28	7	8	7
解体	13	3	2	2
リフォーム	1	0	1	0
片づけサービス	10	16	2	9
草刈りなど	14	4	7	3
見守りサポート	11	5	8	5
計	90	54	28	26

平成 29 年度については、8 月～翌 3 月

■所有者の意識改革

リーフレット作成、空き家所有者へ配布

■相談体制の充実

相続関係等相談窓口 → 福岡県司法書士会

空き家に関する資金の相談（空き家ローン（空き家解体等）） → 各金融機関